

指定申請にあたっての注意事項及び受付スケジュール (就労継続支援A型・B型)

障害福祉サービス事業者等の指定を受けるには、次の手続き等により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定申請を行っていただく必要があります。

1. 指定申請の受付スケジュール等について

(1) 申請書類の受付期間について

令和8年度新規指定申請のスケジュール（就労継続支援A・B型）

指定日	事前協議受付期間	新規申請受付期間	現地確認
令和8年11月1日	令和8年8月1日～8月31日	令和8年9月18日～10月13日	令和8年10月14日～10月20日
令和8年12月1日	令和8年9月1日～9月30日	令和8年10月20日～11月10日	令和8年11月11日～11月20日
令和9年1月1日	令和8年10月1日～10月31日	令和8年11月20日～12月10日	令和8年12月11日～12月21日
令和9年2月1日	令和8年11月1日～11月30日	令和8年12月21日～令和9年1月12日	令和9年1月13日～1月20日
令和9年3月1日	令和8年12月1日～12月28日	令和9年1月20日～2月10日	令和9年2月11日～2月19日

※事業開始日に事業を始めるためには、申請受付（受理）締切日までに、申請書類の補正等が完了し、受理される必要があります。（書類等に不備があり、その補正が完了しないものについては受理できません。）

締切日までに受理できない場合は、翌月以降の指定になりますので、ご注意ください。

【お願い】

- 申請にあたっては、電話等で予約の上、来庁してください。予約なしで来庁された場合は、申請が受付できませんのでご注意ください。また、郵送による申請が可能な場合がありますので、ご希望の事業者におかれましては、事前にお問い合わせください。

【指定申請予約及び問い合わせ先】

柏原市福祉こども部福祉指導監査課

電話 072-971-5202（直通）

- 申請受付（受理）締切日直前は、書類補正等の関係上混み合うことが予想されますので、早めの申請をお願いします。基本的には、申請受付期間の前半は申請受付、後半は補正受付としておりますので、ご協力をお願いします。
- 上記日程は、都合により変更となることがあります。
- 事業開始日に事業の開始を希望する場合は、申請受付（受理）締切日までに、申請書類の補正等が完了し、受理される必要があります。（書類等に不備があり、その補正が完了しないものについては受理できません。）締切日までに受理できない場合は、翌月以降の指定になりますので、ご注意ください。
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護以外のサービスについては、施設の新築・改修の前に事前協議が終了していることが必要です。事前協議のない指定申請は受理できません。

(2) 指定事業者の審査・決定

提出書類等の審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定し、市から指定

書を交付します。なお、審査過程で書類の補正等の必要がある場合には、市から連絡しますので、その際は書類等の再提出をお願いします。補正が完了しないと指定されません。また、補正書類の提出が遅れると、指定日が翌月になることがありますので、予めご了承ください。

(3) 指定時研修の受講について

事業の開始にあたって、法令に沿った適切な事業運営を行っていただくための研修（指定時研修）を受講していただきます。事業所の管理者（やむを得ない場合は代理の方）が必ず出席してください。研修を欠席又は遅刻されますと、指定書を交付できない場合がありますので、ご注意ください。本研修は指定日前月の20日前後に開催しますので、指定された日時の研修を受講してください。

※急病等のやむを得ない理由で指定時研修を受講できなくなった場合は、すみやかに柏原市福祉指導監査課までご連絡ください。

(4) 指定書の交付について

指定時研修終了後、指定書を交付します。

2. 指定申請にあたっての要件等について

指定を受けるためには、次の条件を満たしてなければなりません。

① 法人であること。

定款の目的欄に当該事業に関する記載のあること。

○株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

（記載例）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

以上の記載がない場合は、あらかじめ定款及び登記の変更手続きを完了させておいてください。

なお、定款に記載されている法律名が「障害者自立支援法」となっている場合は定款の変更をしていただく必要があります。

※ 社会福祉法人以外の法人が就労継続支援A型の指定を受ける場合、当該事業者は社会福祉事業のみを行うものでなければならぬため、定款の事業名の記載は社会福祉事業にあたるもののみである必要があります。

○医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人（特定非営利活動法人を除く。）の場合

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、指定申請期間内に手続きを完了させてください。

なお、登記の変更手続きについても併せて、指定申請期間内に手続きを完了させてください。

② 事業所従業員の知識及び技能並びに人員が、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第107号）に定める基準及び員数を満たしていること。

③ 事業所の設備が、大阪府基準条例に定める基準を満たしていること。

④ 大阪府基準条例に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。

⑤ 重度訪問介護の指定について

居宅介護の指定を受けた場合、重度訪問介護の人員基準及び設備基準を満たしているものとなり、居宅介護と併せて重度訪問介護の指定を受けたものとみなされます。居宅介護の指定と併せて重度訪問介護の指定を受けないことを希望する場合は、辞退届出書（様式は任意）の提出が必要です。重度訪問介護の指定を辞退した後、重度訪問介護を行うこととする場合は、別途指定申請を行っていただく必要があります。

⑥ 事業所の名称について、既に他法人で指定を受け使用されている名称及び類似名称は、混

乱を避けるため、できる限り使用しないでください。事前に下記のアドレスから市内事業所一覧にて確認をお願いします。

柏原市内介護保険サービス事業者一覧

http://www.city.kashiwara.osaka.jp/_files/00007924/k_jigyosha_ichiran.pdf

柏原市内障害福祉サービス事業者一覧

http://www.city.kashiwara.osaka.jp/_files/00004800/s_jigyosha_ichiran.pdf

柏原市内有料老人ホーム事業者一覧

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2014013100334/>

※指定は、原則としてサービスの種類及び事業を実施する所在地ごとに受けなければなりません。

※障害福祉サービス事業者等の指定有効期間は 6 年間ですので、6 年ごとに指定の更新申請を行う必要があります。